

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第16回）議事概要

1 日時

平成24年3月30日（金）午後3時から午後3時50分まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，岩橋義明，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），
龍岡資晃，榊井成夫

（オブザーバー）

栃木力（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

大谷直人事務総長，植村稔刑事局長，小林宏司審議官

4 進行

(1) 大谷事務総長及び栃木オブザーバーあいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった大谷事務総長及び栃木オブザーバーから，あいさつがあった。

(2) 裁判員裁判の実施状況について

植村刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成24年1月末までの裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

（小野委員）

裁判員制度の開始当初は，裁判員等の選任手続期日と第1回公判期日を別の日にすると，選任されただけの段階の裁判員が最初の公判期日に来てくれなくなるということもあるのではないかと懸念されていたが，最近，選任手続期日については，どのように定めているのか。

（栃木オブザーバー）

最近、御指摘のような懸念は現実には生じておらず、東京地方裁判所では、選任手続期日とは別の日に第1回公判期日を行う運用が増えている。

(植村刑事局長)

最近の傾向としては、全国的に、選任手続期日と第1回公判期日を別の日に行う運用が増えてきているようである。裁判員等に対するアンケート結果によれば、選任手続期日と第1回公判期日との間に間隔を置くことについては、好意的な人が多いようである。

(椎橋座長)

選任手続期日と第1回公判期日との間に間隔を置くことについて、好意的な意見と否定的な意見があるが、前者が優勢だということか。

(植村刑事局長)

そのとおりである。裁判員経験者の意見交換会における意見をみても、同様の傾向にある。

(酒巻委員)

選任手続期日と第1回公判期日との間に間隔を置くかどうかによって、弁護士や検察官の業務に影響はあるのか。

(小野委員)

事前に準備を整えているため、弁護士の業務には影響しない。

(岩橋委員)

検察官の業務にも影響しない。

(植村刑事局長)

選任手続期日と公判期日の予定は公判前整理手続においてあらかじめ定めているので、当事者は、それを前提に準備をするものと思われる。

(3) その他

植村刑事局長から、前回の懇談会で議論された、裁判員法附則9条が定める裁判員法施行3年後の検討に向けた統計データ等の取りまとめ・公表に関する

報告書について、以下のとおり基本的な構成に関する事務局案の説明がされた。

裁判員裁判対象事件の新受や終局の状況に触れた後、裁判員の選任、裁判員裁判における訴訟手続、評議及び判決のそれぞれについて、実施状況を説明した上で問題点を示してはどうか。第一審において裁判員裁判を行った事件に関する控訴審・上告審の判決の状況にも触れることになるが、その他の事項として、例えば、裁判員の負担やそれに対する配慮の在り方などについて記載した上で、最後に総括として、今後の検討課題などをまとめてはどうか。

前回の懇談会では、区分審理や守秘義務などを取り上げてはどうかとの御指摘があったが、こうした項目については、関係する場所に配して統計データ等を取りまとめることとしてはどうか。

(酒巻委員)

各部分で問題点を示すとのことであったが、「問題点」という言葉は、否定的な印象を与える可能性もある。報告書においては、裁判員制度の運用検証の前提資料となるような客観的な統計データの公表を基本とすることが望ましく、「問題点」との文言を用いるのが適切かどうかは慎重に検討されてはいかかがか。

(植村刑事局長)

御趣旨について了解した。統計データを分析すれば、課題などはおのずから明らかになると考えられる。それらについて報告書に記載する際には、御指摘を踏まえて表現ぶりを検討したい。

(今田委員)

事務局提案の報告書の構成によれば、各部分の情報量が異なり、例えば、訴訟手続に関する部分が大部になると思われる。テーマのみならず、バランスについても留意して構成を検討されてはいかかがか。

(酒巻委員)

確かに、裁判員の選任や訴訟手続に関する部分の情報量は多くなるだろうが、これらは今回の報告書の中心的部分であるから、分量が多くなるのはむしろ当然ではないか。もっとも、適宜、小項目を設けるなどして読みやすくすることは考えられよう。

(今田委員)

専門用語を多用すると、法律家以外の一般国民には理解しづらいので、体裁や表現ぶりを工夫すべきである。

(内田委員)

裁判員裁判の手続の流れを分かりやすく図示したものを冒頭に挿入するなどの工夫ができないか。

(植村刑事局長)

一般国民にとって理解しやすいものにすることは重要だと考えている。御指摘の点を踏まえて工夫したい。

(榊井委員)

報告書の本文についても、法律書的な記載に終始するのではなく、一般国民にとって分かりやすいものにすべきである。また、裁判員制度は我が国の刑事司法の在り方に非常に大きな変化をもたらしたと思われるが、三年間裁判員裁判を実施してみて、施行前に想定していたことが実際にはどうだったのか、予想外の新鮮な驚きがあったのかどうか、裁判員が入ることで直接・間接的にどのような変化があったのかについて、まず冒頭に、かいつまんで記載したらどうか。

(内田委員)

論文を書くときもそうであるが、冒頭で趣旨説明と論点整理を行い、最後に、今後の課題や展望について総括的に記載するなどの流れも考えられる。

(榊井委員)

各部分についてすべて同じスタンスで書く必要はなく、例えば、訴訟手続

の部分はある程度専門的な記述になってもよい。他方、冒頭と総括の部分については、平易な文章で、新しい制度の開始について、新鮮な驚きのようなものを書いたらどうか。

(椎橋座長)

各委員が指摘されたとおり一般国民にとって分かりやすい報告書を作成するよう心がけてほしい。図表及びデータは、必要かつ十分なものを選定し、分かりやすい形で示すことが重要である。あまり多すぎても分かりにくい。また、裁判員制度の評価と課題を示すことは必要と思うが、人によって評価等は異なり得るものであるから、表現ぶりは慎重に検討すべきである。基本的には、統計データを示すことにより、おのずから評価や課題が現れるようにすることが望ましい。

(植村刑事局長)

報告書は、最高裁判所事務総局が主体となって取りまとめ、公表するものであるから、例えば、個別の事件についての評価はできないなどの限界がある。他方、裁判員制度の運用に関し、一般的な傾向について事務総局として分析結果を示すのが相当な事項もあろう。この点については更に検討し、当懇談会において引き続き御意見を伺うこととしたい。

(小野委員)

榊井委員の発言にもあったが、こういう新しい刑事裁判になったのか、ということが分かるようなものが望ましい。

(内田委員)

裁判員制度は、施行前は様々な懸念があったが、施行後は予想以上に順調に運用されており、一般国民の立場からみると、正直、驚いているし、喜ばしいことである。その新鮮な驚きと喜びを伝えられるような取りまとめ方ができないだろうか。

(今田委員)

二つの側面から構成したらどうか。まず、国民の司法参加という点に関しては、予想以上に成功していることが伺えるので、積極的な評価を示し、報告書を読んだ一般国民の裁判員制度への参加意欲を一層高めるような取りまとめ方をすることが考えられる。他方、法曹三者による運用面については、謙虚に、かつ厳しい目で検討し、課題を明らかにすべきではないか。

(植村刑事局長)

裁判員制度の下で、法曹三者の訴訟活動により、本来実現すべきものが実現できているのかについては、客観的に検討するなど、多角的に分析する必要がある。

(榎井委員)

裁判員制度の導入による法曹三者の意識の変化についても示すことができれば、より興味深いものになると思われるが、示すことは可能か。

(植村刑事局長)

法曹三者の意識の変化は、裁判員制度の趣旨に合った訴訟手続の運用になっているかどうかという形で示されることになると思われる。

(椎橋座長)

事務局において、本日の御意見や御指摘を踏まえ、報告書案の検討を進めていただきたい。

5 今後の予定について

次回の懇談会は、次の日時を開催することとされた。

第17回 平成24年5月18日(金)午後1時から

(以上)